

第1条 乙は、引取期限内に物品を引き取るものとする。表記契約代金は千代田区が発行する納入通知書により納付する。

第2条 所定の期限内に引き取ることができない事由が発生したときは、乙は、その都度遅滞なくその事由及び影響日数を詳記し、甲に申し出るものとする。

この場合、申し出は引取期限内でなければこれを行うことができないものとする。ただし、特別の事由がある場合は、この限りでない。

第3条 甲は、目的物の引き取り後は、その契約不適合については、責任を負わないものとする。

第4条 乙は、表示の引取期限を遅延したときは、その翌日から引き取り完了の日までその延滞日数につき、契約金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に基づき財務大臣が定める率（以下「法定率」という。）と同率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の率とする。）で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を違約金として甲に納付するものとする。

第5条 甲は、乙と協議のうえ、契約内容の変更又は、引き取りの中止を命ずることができるものとする。

第6条 甲は、必要があるときは、乙と協議のうえ、本契約の全部又は一部の解除をなすことができるものとする。

第7条 甲は、乙が次に該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができるものとする。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（1）期限内に履行しないとき、又は履行の見込みがないと認めたとき。

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

（1）第15条の規定に違反し、請負代金債権を譲渡したとき。

（2）この契約の目的を達成することができないことが明らかであるとき。

（3）乙がこの契約の目的達成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（4）地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当するとき。

（5）前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務を履行せず、甲が前条の催告をしても契約した目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

第9条 第7条及び前条各号に定める事項が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

第10条 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は直ちに契約を解除するものとする。

（1）暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である場合又は暴力団員等が乙の経営に実質的に関与していると認められるとき。

（2）役員等（乙が個人である場合にはその者を乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時請負契約を締結する事務所の代表者をいう。）が自己、自社若しくは第三者の利益を図るため、又は、第三者に損害を加えるため暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び前号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）を利用したと認められるとき。

- (3) 暴力団等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持若しくは運営に協力したと認められるとき。
- (4) 暴力団等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
- (5) 下請契約、資材・原材料の購入契約、その他の契約にあたり、その契約相手方が前各号のいずれかに該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。
- (6) 千代田区契約関係暴力団等排除要綱（平成 23 年 8 月 26 日 23 千政契担発第 71 号。以下「要綱」という。）第 4 条に基づく勧告を受けた日から 1 年以内に再度勧告を受けたとき。
- (7) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

- 2 前項の規定により契約が解除された場合において、乙に損害が生じて、甲は一切賠償の責めを負わない。
- 3 乙は、この契約の履行にあたり要綱第 3 条に基づく入札参加除外を受けている者にこの契約の下請負（二次以降の下請負を含む。以下同じ。）をさせ又は委託を行ってはならない。また、乙は、この契約の下請負をし又は受託をした者（以下「下請負人等」という。）が契約履行期間中に入札参加除外を受けた場合は、速やかに下請負人等との契約の解除をしなければならない。
- 4 第 1 項各号に該当する疑義が乙に生じた場合は、甲は警視庁と該当の有無について情報の交換を行うことができる。
- 5 乙は、この契約の履行にあたり、暴力団等又はその関係者から履行妨害又は下請参入の要求等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに甲への通報及び警視庁への届出を行わなければならない。また、乙は、下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに甲への通報及び警視庁への届出を行うよう指導しなければならない。これらを怠った場合には、甲は乙を指名停止とすることができる。
- 6 乙は、前項の規定による通報及び届出により、甲が行う調査及び警察が行う捜査に協力しなければならない。

第 11 条 乙は、甲がこの契約内容に違反したときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

第 12 条 前条に定める事項が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

第 13 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 契約期間内に目的を達成することができないとき。
 - (2) 第 10 条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (3) 前 2 号に定める場合の他、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第 7 条又は第 8 条の規定により契約の目的の達成前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 契約の目的の達成前に、乙がその債務の履行を拒否し、または乙の責めに帰すべき事由によ

って乙の債務について履行不能となったとき。

3 前2項各号に規定する債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項（の規定は適用しない。

4 第2項の場合（第8条の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

5 前項の場合であって、乙が契約保証金の納付をしていないときは契約金額の10分の1相当額を、又は納付した契約保証金の額が契約金額の10分の1に充たないときは、その不足額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、検査に合格した指定部分及び検査に合格した既済部分があるときは、これに相応する契約金額相当額を違約金の算定に当たり契約金額から控除する。

第14条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当するときはこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その請求の根拠となる債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

（1）第11条の規定によりこの契約が解除されたとき。

（2）前号に定める場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

第15条 本契約により生ずる権利義務は、甲の承認を得なければ、これを譲渡し又は担保に供することができないものとする。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

第16条 電子契約において契約を締結する場合は、電子署名の措置を行った日にかかわらず、この契約書に記載された契約締結日から効力を有するものとする。

第17条 この契約条項に記載のない事項及びこの契約に関し疑義のあるときは、地方自治法、地方自治法施行令、千代田区契約事務規則その他関係法令によるほか、甲乙協議のうえ定めるものとする。

第18条 この契約に関し、訴えを提起する場合の裁判所は、千代田区役所の所在地を管轄する東京地方裁判所とする。